

主催：事業承継センター株式会社

# 働き方改革関連法を踏まえた 後継者のための労務基礎知識

## 2019年2月26日(火) 18:30~20:30

場所：機械振興会館 会議室 受講料：一般 4,000 円(税込)

(詳細は改めてお知らせします)

事業承継士 2,000 円(税込)

※本セミナーを受講すると、事業承継士の継続ポイント 2p が加算されます。



働き方改革関連法のポイントと  
労働基準法の基礎を解説します

2018年6月に働き方改革関連法が成立し、2019年4月から順次、施行されていきます。その中心となる労働基準法については、法成立以来の大改正となり、罰則も強化されます。これを受け、後継者がブラックと言われることがないよう、事業承継のタイミングで社内規程と体制を作り変えていく時に、事業承継士が知っておくべき法改正のポイントと周辺知識を大解説！

- 年次有給休暇の5日強制付与と実務対応
- 罰則付き時間外労働規制の概要と適用除外
- 有期・パート労働者の同一労働・同一賃金とは？
- 2018年6月1日の最高裁判決の概要とその影響



### 講師略歴

鈴木政司氏(事業承継士・中小企業診断士・社会保険労務士・第1種衛生管理者、一般社団法人事業承継協会 千葉県支部 監事)。  
国内生命保険会社を退職後に独立。労務コンサルティング、講師、執筆、事業承継等に従事。近著は、「事業主のための働き方改革マニュアルシート 2019年4月版」。

【申し込み方法】E-mailまたはFAXでお申込ください。

氏名			企業名	
役職			住所	
連絡先	電話			
	E-mail			
領収書宛名	<input type="checkbox"/> 企業名	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> その他( )	

※FAXの場合は、参加申込書を切らずにそのまま送信してください。※受講票は発行いたしません。当日、会場へ直接お越しください。  
※定員超過によりご参加いただけない場合に限りご連絡いたします。

# FAX:03-5408-5507

e-mail info@jigyousyoukei.co.jp

【お申込・お問合せ】  
事業承継センター株式会社  
東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 518  
電話:03-5408-5506 FAX:03-5408-5507